

## 入札説明書

令和2年札幌市告示第4171号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和2年7月22日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市まちづくり政策局総合交通計画部都市交通課都市交通係  
電話011-211-2492 FAX011-218-5114

3 入札に付する事項

- (1) 役務の名称  
低濃度PCB廃棄物（特別管理産業廃棄物）解体搬出収集運搬業務
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和2年12月25日まで
- (4) 入札方法 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 平成30～令和2年度（平成30～32年度）札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「廃棄物処理業」、小分類「産業廃棄物処理業」、取扱品目「特別管理産業廃棄物収集運搬・処分」の登録業者であること。
- (6) 特別管理産業廃棄物（PCB）の収集運搬業（北海道）の許可業者であること。
- (7) PCB処分先であるJX金属苫小牧ケミカル㈱の搬入許可証を取得していること。

5 入札書の提出方法等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階  
札幌市まちづくり政策局総合交通計画部都市交通課都市交通係  
電話011-211-2492 FAX011-218-5114
- (2) 入札書の受領期限  
令和2年8月18日（火）12時00分（送付による場合は必着）
- (3) 入札書の提出方法  
入札書は、別紙の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。  
ア 入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和2年8月18日（火）13時15分開札「低濃度PCB廃棄物（特別管理産業廃棄物）解体搬出収集運搬業務」の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに令和2年8月18日（火）12時00分までに提出しなければならない。  
イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和2年8月18日（火）13時15分開札「低濃度PCB廃棄物（特別管理産業廃棄物）解体搬出収集運搬業務」の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに令和2年8月18日（火）12時00分までに送付しなければならない。  
なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。  
ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (4) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答  
ア 提出方法 「公示用設計図書の施行条件等に対する質問票」（様式1）を用いて、持参又はファクシミリにより提出すること。なお、面談や電話による質問は受け付けない。

- イ 提出先及び提出期限 上記2の契約担当部局へ、令和2年8月11日(火)17時15分までに提出すること
- ウ 回答の方法 質問を受理した日の翌日から起算して2日以内(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)に質問者に回答するとともに、質問及び回答の内容を、札幌市公式ホームページ内「交通計画・施策」の入札情報のページ(<http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/>)に掲載する。
- (5) 入札の無効 本書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則(平成4年規則第9号)第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (6) 入札の延期等  
次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。  
ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき  
イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき  
ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があつたとき
- (7) 代理人による入札  
ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の指名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、開札時まで代理委任状を提出しなければならない。  
イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (8) 開札の日時及び場所  
令和2年8月18日(火)13時15分  
札幌市役所本庁舎5階北側北西会議室
- (9) 開札  
ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。  
イ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。  
ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。  
エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。  
オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

## 7 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要。ただし、札幌市契約規則第25条の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 最低制限価格の設定 無
- (4) 落札者の決定方法等  
ア 落札者の決定  
札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記ウの審査を行い、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。
- イ 同額抽選  
落札候補となるべき同価格の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がかくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がかくじを引くものとする。
- ウ 入札参加資格の審査  
落札の決定を保留した後、落札候補者の入札参加資格について審査(事後審査方式)する。  
落札候補者は、入札執行者の指示があつた日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、上記4の入札参加資格を有することを証する書類(下記(5)参照)を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者による入札を入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。
- エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い  
上記ウの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者のした入札を無効とし、次順位者を新たな落札候補者として上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

オ 落札結果の公表

入札結果については、札幌市公式ホームページ内「交通計画・施策」の入札情報のページ (<http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/>) に掲載する。

(5) 入札参加資格を有することを証する書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式2）

イ 競争参加資格認定通知書の写し

ウ 特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物）収集運搬業の許可証の写し（北海道の許可）

エ JX 金属苫小牧ケミカル株式会社への搬入許可証の写し

(6) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、落札決定を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 契約書の作成

ア 入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその5日後（土曜日、日曜日及び休日を除く。）までに契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項 別添のとおり

(9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、入札が行われた日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所 上記2に同じ

イ その他 提出は持参によるものとし、送付又は電送によるものは認めない。

様式1

## 公示用設計図書の施行条件等に対する質問票

令和 年 月 日

総合交通計画部都市交通課都市交通係 あて

会 社 名

電話番号

F A X 番号

担当者（所属（職） 氏 名 )

公示用設計図書に係わる施行条件等について、次のとおり質問いたします。

入札等予定年月日	令和 年 月 日 時 分
役務名	
質 問 内 容	

注1 質問票のあて先は、都市交通課都市交通係あてとする。

注2 質問がある場合は、必ず文書により質問することとし、回答についても文書にて行います。

注3 役務ごとに記載し、欄が足りない場合は別紙としてください。

### 回 答

回 答 内 容	

## 一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

債権者コード

令和2年7月22日付けで入札告示のありました低濃度PCB廃棄物(特別管理産業廃棄物)解体搬出収集運搬業務に係る入札参加資格について、確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、申請者は下記1の要件をすべて満たす者であること、並びにこの申請書及び下記2の資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

### 記

#### 1 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 平成30～令和2年度(平成30～32年度)札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「廃棄物処理業」、小分類「産業廃棄物処理業」、取扱品目「特別管理産業廃棄物収集運搬・処分」の登録業者であること。
- (6) 特別管理産業廃棄物(PCB)の収集運搬業(北海道)の許可業者であること。
- (7) PCB処分先であるJX金属苫小牧ケミカル(株)の搬入許可証を取得していること。

#### 2 一般競争入札参加資格確認資料

- 競争参加資格認定通知書の写し
- 特別管理産業廃棄物(PCB廃棄物)収集運搬業の許可証の写し(北海道の許可)
- JX金属苫小牧ケミカル株式会社への搬入許可証の写し

# 入 札 書

入 札 金 額	金 円
調 達 件 名	低濃度 PCB 廃棄物（特別管理産業廃棄物） 解体搬出収集運搬業務

仕様書その他の書類、現場等を熟覧のうえ、札幌市契約規則、札幌市競争入札参加者心得及びその他関係規定等を遵守し、上記の金額で入札します。

なお、札幌市議会の議決に付すべき契約に関する条例及び札幌市財産条例の適用を受ける場合においては、同議会の同意を得た後に契約を締結することを承知いたします。

年 月 日

(あて先) 札幌市長

入 札 者 住 所  
商号又は名称  
職 ・ 氏 名 印

入札代理人 氏 名 印

- 備考 1 代理人が入札する場合の訂正は、代理人の印鑑で行うこと（ただし、金額の訂正はできない。）。
- 2 代理人が入札するときは、入札者の押印を要しない。

# 委任状

年 月 日

(あて先)  
札幌市長

住 所  
委任者 商号又は名称  
職 ・ 氏 名 印

調達件名 低濃度 PCB 廃棄物（特別管理産業廃棄物）解体搬出収集運搬業務

私は、下記の者を代理人として定め、上記入札に関する一切の権限を委任します。

記

受任者 氏 名 印

- 備考1 見積の場合は、「入札」とあるのを「見積」と読み替える。
- 2 代理人（受任者）の印は、入札（見積）書に使用する印と同一の印を押印すること。
- 3 委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。

# 仕様書

## 1 業務名

低濃度PCB廃棄物(特別管理産業廃棄物)解体搬出収集運搬業務

## 2 業務内容

大通バスセンター地下室に保管中の低濃度PCB廃棄物から抜油、解体、搬出、収集を行い、処理場へ運搬する。

### (1) 廃棄物の解体・搬出業務 5台

地下室から搬出するため抜油を行った上で搬出できる大きさに解体し、地上部まで搬出する。

### (2) 廃棄物の収集運搬業務

変圧器5台 7,277 kg (総重量 10,350 kg)、ドラム缶15本 (約 2,583ℓ (計算上))、  
分析調査用検体一式

## 3 保管場所

大通バスセンター地下2階電気室 (4台)、地下1階粉末消火器室 (1台)  
札幌市中央区南1条東1丁目 011-210-7567

## 4 処理場

JX金属苫小牧ケミカル株式会社を予定

## 5 業務履行期間

業務着手の日から令和2年12月25日まで

## 6 受託者の要件

変圧器から抜油を行い、解体搬出運搬業務が可能であること。

低濃度PCB廃棄物収集・運搬の搬入登録業者に登録された特別管理産業廃棄物収集運搬業者であること。

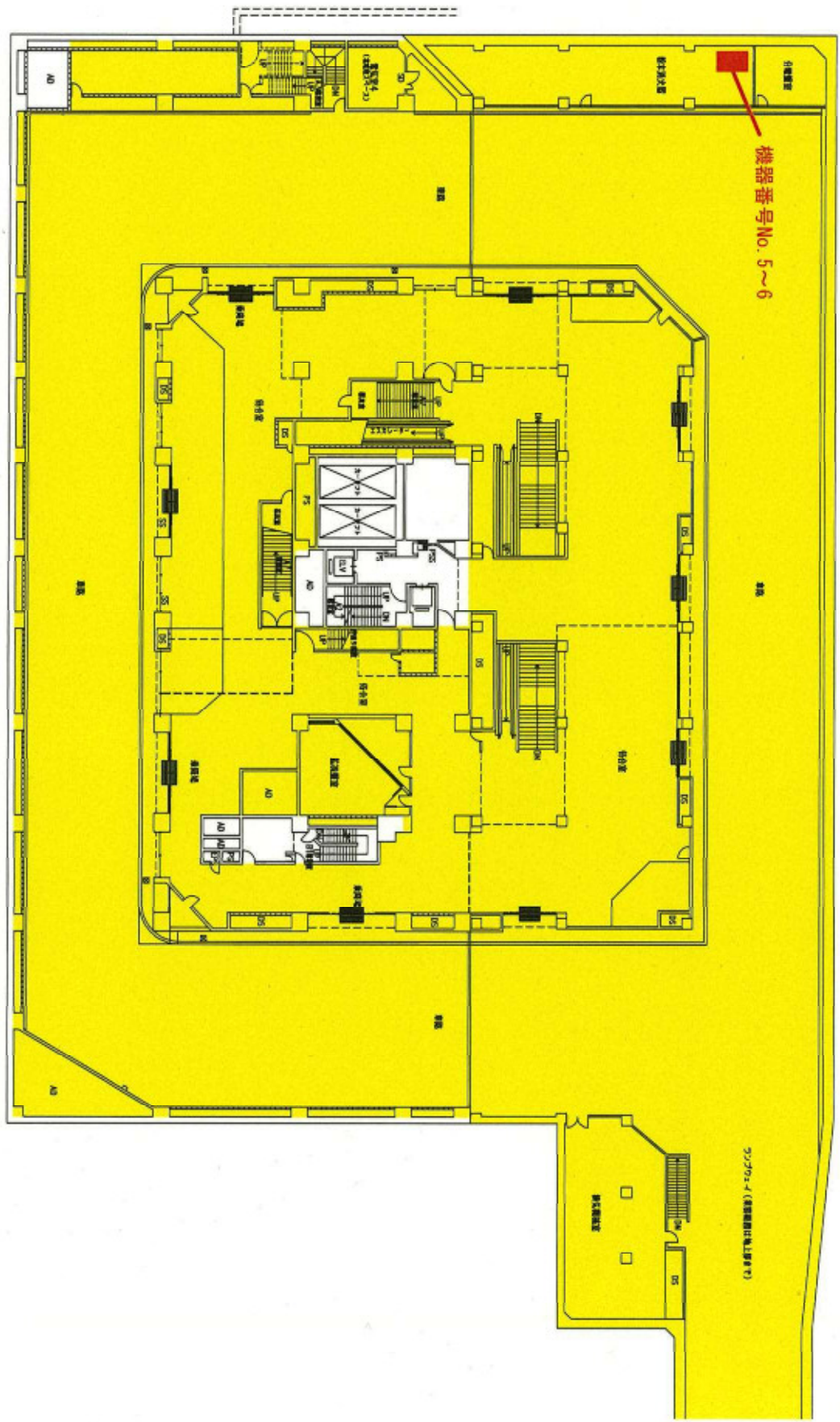
## 7 その他

- (1) 低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン (環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部) に準拠すること。
- (2) 受託者は、契約締結後、作業工程表及び運搬ルート等について、速やかに提出すること。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項については、担当課と協議すること。

[担当：まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課 佐藤 011-211-2492]



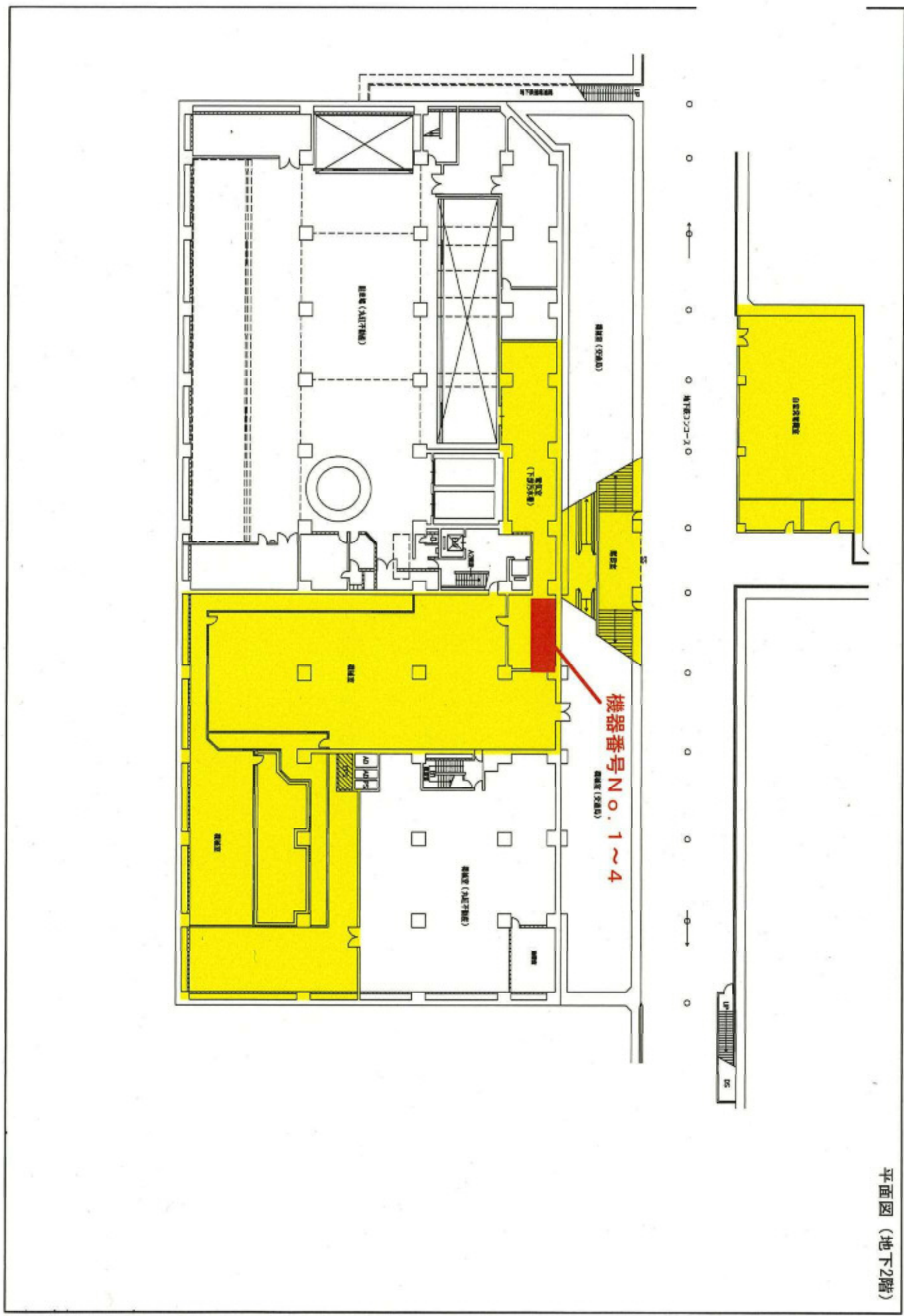
機器番号	機器分類	抜油	PCB含有量 (mg/kg)	油量 (ℓ)	油重量(計算上) (kg)	総重量 (kg)	筐体重量 (kg)	縦 (m)	横 (m)	高さ(m) (蓋まで)	高さ(m) (フッシング まで)
No.1	変圧器	未抜油	0.76	650	585	2,440	1,765	1.1	1.3	1.4	1.58
No.2	変圧器	未抜油	0.81	650	585	2,440	1,765	1.1	1.3	1.4	1.58
No.3	変圧器	未抜油	0.81	650	585	2,440	1,765	1.1	1.3	1.4	1.58
No.4	変圧器	未抜油	1.2	510	459	1,670	1,141	0.95	1.1	1.4	1.58
No.5	変圧器	未抜油	1.2	410	369	1,360	841	0.8	1.2	1.3	1.4
No.6	分析調査用検体										
小計					<b>2,583</b>	<b>10,350</b>	<b>7,277</b>				



機器番号 No. 5~6

平面図 (地下1階)

平面图 (地下2階)



印紙  
貼付

# 契約書

役務の名称 低濃度PCB廃棄物解体搬出収集運搬業務

上記の役務について、排出事業者 札幌市（以下「委託者」という。）と（以下「受託者」という。）は、委託者の事業場から排出される低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の解体搬出収集運搬について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

- 1 契約金額 金 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 2 履行期間 令和2年 月 日から  
令和2年12月25日まで
- 3 契約保証金 免除
- 4 その他の事項 別紙条項のとおり

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和2年 月 日

委託者 札幌市  
代表者 市長 秋元 克広

受託者 住 所  
商号又は名称  
職・氏名

注) 印紙については、契約の種別ごとに課税対象であるか否かを確認すること。

## 第1条（総則）

委託者及び受託者は、契約書記載の廃棄物解体搬出収集運搬委託契約に関し、契約書に定めるもののほか、本契約に基づき、特記仕様書に従いこれを履行しなければならない。

## 第2条（法令遵守）

委託者及び受託者は、収集運搬・処理業務の遂行にあたって「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」、その他関係法令等遵守するものとする。

## 第3条（委託内容）

### 1 受託者の事業範囲

PCB廃棄物の収集運搬の許可に係る受託者の事業範囲は次のとおりであり、受託者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを本契約書に添付する。許可事項に変更があったときは、受託者は遅滞なくその旨を委託者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを委託者に送付するものとする。

収集運搬に関する業務

特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可	
許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	
事業区分	
特別管理産業廃棄物の種類	
許可の条件	
許可番号	

### 2 排出事業場

委託者の排出事業場は、次のとおりとする。

名 称	大通バスセンタービル
住 所	札幌市中央区南1条東1丁目

### 3 運搬の最終目的地（処分施設）

受託者が、委託者から委託された前項の産業廃棄物を、最終目的地に搬入する。

廃棄物処理事業者	J X金属苫小牧ケミカル株式会社
事業者住所	北海道苫小牧市字勇払152番地
搬入事業場	J X金属苫小牧ケミカル株式会社
搬入事業場住所	北海道苫小牧市字勇払152番
事業区分	中間処理
処理品目	低濃度PCB廃棄物
処理方法	焼却
処理能力	固定床炉：13.7 t / 日（24時間） ロータリーキルン式焼却炉：9.4 k l / 日（24時間）
認定番号	平成30年第11号

#### 4 低濃度PCB廃棄物の種類、数量、収集運搬料金等

- (1) 委託者が、受託者に収集・運搬を委託するPCB廃棄物の種類及び数量は、別表1に定めるものとする。
- (2) 別表1に定める低濃度PCB廃棄物以外の物は、受託者は、委託者の費用をもって返還することができる。

#### 第4条（積替保管）

受託者は、委託者から委託されたPCB廃棄物の積替えを行わない。

#### 第5条（適正処理に必要な情報の提供）

- 1 廃棄物の適正な処理のために必要な情報は、特記仕様書のとおりである。
- 2 委託者は、上記の内容以外にも、受託者の求めに応じて、適正処理に必要な情報を、受託者に提供する。
- 3 上記(1)及び(2)の情報に変更があったときは、委託者は遅滞なくその旨を書面等により受託者に通知するものとする。
- 4 委託者は、処理委託するPCB廃棄物の産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)の記載(委託者が電子マニフェストを使用する場合にあっては、電子マニフェストの入力。以下、この号において同じ。)は事項に洩れのないようにしなければならない。なお、マニフェストの記載事項に洩れがある場合は、受託者はPCB廃棄物の受入れを一時停止し、マニフェストの記載修正を委託者に求め、修正内容を確認の上、PCB廃棄物を受け入れるものとする。

#### 第6条（委託者と受託者の責任範囲）

- 1 受託者は、委託者から運搬・処理を委託されたPCB廃棄物の搬出作業を開始した時点より、各目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に収集・運搬しなければならない。
- 2 委託者は、業務の過程において法令又は本契約に違反し相手方又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- 3 委託者は、業務の過程において第三者に損害を及ぼした場合に、委託者の指図又は委

託の仕方（委託者の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、委託者において賠償し、受託者に負担させない。

- 4 業務の過程において委託に損害が発生した場合に、委託者の指図又は委託の仕方（委託者の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、委託者が受託者にその損害を賠償する。

#### 第7条（再委託の禁止）

受託者は、委託者から委託されたPCB廃棄物の収集運業務を他人に委託してはならない。但し、予め発注者の書面による承諾を得て、法令の定める再委託基準に従う場合は、この限りではない。

#### 第8条（権利義務の譲渡禁止）

委託者及び受託者は、本契約に基づく権利義務の一切を相手方の事前の書面による承諾なくして、第三社に譲渡し、担保に供し、又は引き受けさせてはならない。

#### 第9条（業務の一時停止）

受託者は、やむを得ない事由があるときは、委託者に事前に通知して、一時業務を停止することができる。

#### 第10条（業務の開始）

委託者は、廃棄物の搬出の都度、特記仕様書における指示書及びマニフェストに必要事項を記入し、受託者に交付する。それに対し受託者は特記仕様書における承諾書を委託者に提出する。これを持って業務の開始とする。

#### 第11条（業務の完了報告）

- 1 受託者は、マニフェストを廃棄物と一緒に処分業者に回付するとともに、PCB廃棄物を廃棄物処理事業者の事業場に搬入する都度、マニフェストに廃棄物処理事業者から必要事項の記載を受ける。
- 2 受託者は、マニフェストB2票等を運搬終了日から10日以内に委託者に送付した後、特記仕様書における業務完了届及び業務実施報告書を作成し提出すること。

#### 第12条（料金の支払い等）

- 1 受託者は、業務の成果について、前条第2項の提出書類に基づき検査を受け、その結果当該検査に合格したときは、契約書に定める金額の支払を請求することができる。
- 2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に前項の料金を支払わなければならない。
- 3 委託者が、その責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査しないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定

期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

- 4 委託者は、受託者が委託者に損害を与えたときには、委託者と受託者とが協議成立までの間、第1項の契約金額の支払いを保留することができる。

#### 第13条（契約条項の変更）

委託者及び受託者は、別途協議の上、権限を有する者により適正に署名又は記名捺印された書面によって、本契約の各条項の内容を変更できるものとする。

#### 第14条（機密保持）

委託者及び受託者は、本契約及びこれに付帯する一切の合意に関連して業務上取得した相手方の一切の機密情報を第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

#### 第15条（契約の有効期間）

本契約の有効期間は、令和2年12月25日までとする。

#### 第16条（履行遅滞の場合における違約金等）

- 1 受託者の責に帰すべき事由により履行期間内に役務を完了することができない場合においては、委託者は違約金の支払いを受託者に請求することができる。
- 2 前項の違約金の額は、契約金額につき遅延日数に応じ、1日当たり1,000分の2の割合で計算した額とする。
- 3 契約により期日を定めて分割履行する場合は、第1項の違約金は、その分割量に応ずる契約金額を基準とする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りではない。
- 4 委託者の責に帰すべき事由により、第17条第2項の規定による契約金額の支払が遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定める割合で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

#### 第17条（契約の解除）

- 1 委託者及び受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により、一般競争に参加することができなくなったとき。
  - (2) 契約期間内に履行の見込みがないと認められるに至ったとき。
  - (3) 契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。



(4) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

- イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、受託者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。）が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- ロ 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約（トにおいて「関連契約」という。）の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。

(5) その他契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

- 2 前項の規定により契約を解除したときは、委託者は契約金額の100分の10に相当する金額を賠償金として請求することができる。
- 3 前項の規定により契約を解除したときは、本契約に基づいて委託者から引き渡しを受けたPCB廃棄物の処理がいまだに完了していないものがあるときは、受託者は解除された後も、そのPCB廃棄物に対する本契約に基づく受託者の業務の遂行する責任は免れないことを承知し、その残っているPCB廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、又は委託者の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に事故の費用をもって行わせなければならない。

## 第18条（契約書の保存）

委託者及び受託者は、本契約書について本契約終了後5年間保存するものとする。

#### 第19条（裁判管轄）

本契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

#### 第20条（その他）

- 1 受託者は、この契約書に定めるもののほか、札幌市契約規則及び労働基準法、労働組合法、労働関係調整法、最低賃金法その他関係法令を遵守するものとする。
- 2 受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 本契約書に定めのない事項及び本契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

別表 1

収集運搬予定数量

実績は、マニフェスト等により確認する。

運搬項目	内容	搬出量
低濃度PCB廃棄物収集運搬費 【処分施設】	変圧器 (N o . 1)	総重量 : 2,440 k g 油 量 : 650 L
	変圧器 (N o . 2)	総重量 : 2,440 k g 油 量 : 650 L
	変圧器 (N o . 3)	総重量 : 2,440 k g 油 量 : 650 L
	変圧器 (N o . 4)	総重量 : 1,670 k g 油 量 : 510 L
	変圧器 (N o . 5)	総重量 : 1,360 k g 油 量 : 410 L
	分析調査用検体	-